

熊本市一般廃棄物処理基本計画（改訂版）概要

計画見直しの目的と背景

本市では平成 23 年度から平成 32 年度までの 10 年間を計画期間とする「熊本市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定しましたが、その中で、廃棄物を取り巻く諸情勢の変化等を考慮し、計画期間の中間年次である平成 27 年度を目途に中間見直しを実施することを明記していました。

基本計画策定後、本市は、平成 24 年 4 月より政令指定都市へと移行し、市域において区制が敷かれ、熊本県より数多くの権限の移譲を受けるなど、市政運営において大きな節目を経験するとともに、「水銀に関する水俣条約」が採択されたこと、及び熊本県が水銀に頼らない社会の実現を目指す「水銀フリー（使用削減・適正処理）熊本宣言」を行ったことを受けて、平成 26 年 10 月から蛍光管や水銀体温計など水銀を含む「特定品目」の収集を開始するなど、本市の廃棄物行政を取り巻く環境もずいぶんと変わってきました。

そこで今回、これまでの施策の評価や富合・城南地区を含めた将来予測の見直しを実施し、成果指標の目標値達成に向けた施策推進のため基本計画の中間見直しを行うとともに、新たに生活排水（し尿・浄化槽）の計画を追加し「熊本市一般廃棄物処理基本計画（改訂版）」として策定しました。

計画の目的と位置付け

基本計画は、廃棄物処理法第 6 条第 1 項の規定により策定が義務付けられている「一般廃棄物処理計画」において、市が管理し、適正な処理を行うための基本となる事項を定めることを目的とします。

なお、基本計画の実施のために必要な各年度の事業等については、年度ごとに策定する「熊本市一般廃棄物処理実施計画」に委ねます。

また、基本計画は、基本理念や計画の目標、基本方針と取組の方向性等について、原則として平成 23 年 3 月策定の「熊本市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を踏襲し、第 7 次熊本市総合計画に掲げられている「誇るべき良好な自然環境の保全と、地球環境問題への積極的な対応」の実現に向けた取り組みを推進するための計画として、さらには第 3 次熊本市環境総合計画の個別計画のひとつとして位置付けられています。

基本計画の中間見直し

今回の中間見直しでは、基本計画の推進力の強化を図るとともに、各成果指標の達成に向け、(1) 富合地区・城南地区を含めた将来予測の見直し(2) 新西部環境工場稼働に伴う新たな役割の付与(3) 目標達成のための新たな施策、について重点的に検討を行うとともに、新たに(4) 生活排水(し尿及び浄化槽)の基本計画への追加を行い、「熊本市一般廃棄物処理基本計画(改訂版)」として整理します。

富合地区・城南地区を含めた将来予測の見直し

富合・城南の両地区を本計画に含めることで、基本計画当初より計画区域は拡大し、収集人口や総ごみ排出量等が大幅に変わります。基本計画内で用いる指標は計画区域内の収集人口をもとに算出することから、ごみ排出量等の将来予測を行うにあたり、計画区域の収集人口の将来予測を行うことが必要となります。

この収集人口の将来予測を行うには、本市の推計人口の将来予測が必要となり、基本計画策定時は、国立社会保障・人口問題研究所が行ったものを採用していますが、基本計画当初に本市が政令指定都市に移行した影響等もあり、現状ではかなりの差異が生じていると考えられます。よって、今回改めて推計人口の将来予測を行いました。

本計画では、この推計人口の将来予測に基づき、計画区域内の収集人口の将来予測を行い、各成果指標の基礎データとします。

新西部環境工場稼働に伴う新たな役割の付与

平成 28 年 3 月より供用を開始した新西部環境工場では、本来の廃棄物処理施設としての役割に加え、学習施設のほか太陽光発電・小水力発電など、エネルギー・環境の先端技術等を備えた設備を整備しました。これにより、当工場には、来訪する市民に資源リサイクルの実践を促すための環境教育の場としての役割がより一層与えられるため、今後さらなる活用を図ります。

成果指標と目標値

基本計画の進捗状況を評価するために、5 項目の成果指標と 3 項目の参考指標を定めて、それぞれの項目ごとに平成 32 年度を目標年次とする目標値を設定しています。このうち、成果指標 4 及び成果指標 5 については、平成 26 年度の富合・城南の両地区の本市の制度への統合を受けて、基準年度である平成 21 年度の実績値の補正を行うとともに、目標値についても再設定を行っています。

【成果指標 1】市民 1 人 1 日当たりのごみ排出量

(平成 21 年度) 1,037 g /人・日 (平成 32 年度) 881 g /人・日 (15%減少)

【成果指標 2】市民 1 人 1 日当たりの家庭ごみ処理量 (資源化された量を除く。)

(平成 21 年度) 562 g /人・日 (平成 32 年度) 450 g /人・日 (20%減少)

【成果指標 3】家庭ごみのリサイクル率

(平成 21 年度) 16.5% (平成 32 年度) 30%

【成果指標 4】事業ごみの処理量

(平成 21 年度) 95,399 t /年 (平成 32 年度) 71,549 t /年 (25%減少)

【成果指標 5】年間のごみ埋立処分量

(平成 21 年度) 7,526 t /年 (平成 32 年度) 4,891 t /年 (35%減少)

【参考指標 1】ごみ焼却に伴う温室効果ガスの排出量

(平成 21 年度) 92,005 t CO₂/年 (平成 32 年度) 64,403 t CO₂/年 (30%減少)

【参考指標 2】ごみ分別区分の認知度に関する市民意識

(「よく知っている」の割合)

(平成 21 年度) 48.4% (平成 32 年度) 60%以上

【参考指標 3】ごみの減量やリサイクルの取組に関する事業所意識

(「積極的に取り組んでいる、今後積極的に推進したい」の割合)

(平成 21 年度) 52.9% (平成 32 年度) 80%以上

生活排水（し尿及び浄化槽）の基本計画への追加

熊本市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画には生活排水（し尿・浄化槽）は含まれていなかったことから、今回の中間見直しにあわせて基本計画内へ追加しました。本市の生活排水処理が抱える課題等については以下のとおりです。

・生活排水処理の課題

【公共下水道の整備】

生活環境の改善や海・河川などの公共用水域の水質保全を図るため、未普及地区の公共下水道整備を促進する必要があります。なお、下水道処理区域において公共下水道に接続されていない所もあることから、普及促進する必要があります。

【合併処理浄化槽の普及促進】

熊本市公共下水道事業計画区域外等において、生活雑排水を未処理で放流する単独処理浄化槽及びくみ取り便槽は合併処理浄化槽への転換を促進する必要があります。また、浄化槽の正常な処理能力確保のため、適正な維持管理の徹底を図る必要があります。

【し尿及び浄化槽汚泥の適正処理】

し尿及び浄化槽汚泥の処理量等に応じ、計画的に既存処理施設の基幹的設備の点検、更新などを行う必要があります。

【し尿及び浄化槽汚泥の効率的な収集運搬体制の確保】

公共下水道の普及等により、今後さらにし尿及び浄化槽汚泥の処理量は減少することが予想されるため、これに伴い収集運搬業務縮小の影響を著しく受ける許可業者の経営の合理化などの対応を検討し、効率的な収集運搬体制及び適正な許可車両数を確保する必要があります。

・生活排水処理基本計画

本市は、白川や緑川などの代表的な河川のほか、坪井川、井芹川、加勢川や植物の宝庫でもある江津湖など、豊かな水環境に囲まれ、古くから「水の都」と呼ばれています。このような豊かな水環境を守るためにも生活排水対策は不可欠であることから、着実な污水処理施設の整備を推進します。

計画の推進体制

本計画を実効性のあるものとし、着実に推進するためには、市民、事業者、地域団体・市民活動団体などと行政が連携し、それぞれが役割と責任を担う「協働」の取組をさらに推し進めていくことが重要です。

特に、ごみ問題は、市民生活と密接に関わっていることから、計画の推進にあたっては、市民・事業者など全てのものの理解と協力による全市的な取組が不可欠です。

そこで市は、そのための環境啓発や学習、活動の支援など、市民・事業者等の取組を活性化するためのしくみづくりやひとづくりに積極的に取り組みます。

また、計画の目標を達成するためには、適正な進行管理が不可欠です。施策の実施状況や成果指標の達成状況について、PDCAサイクルに基づき、年度ごとに点検・評価しながら、向上していくための見直しを図っていくとともに、計画については適宜公表し、意見をいただいた上で、施策方法の改善や新たな施策に反映させていきます。

さらに市は、「一般廃棄物処理実施計画」を年度ごとに策定・公表し、本計画の目標を達成するための具体的な事業などを実施していきます。